

院内掲示

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【 入院基本料に関する事項 】

有床診療所入院基本料5 を算定しています。

【 入院時食事 】

入院時食事療養(Ⅰ) を算定しています。

【 九州厚生局への届出に関する事項 】

次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

基本診療科に係る届出事項

- * 有床診療所入院基本料5
- * 夜間看護配置加算2
- * 有床診療所一般病床初期加算
- * 緑内障手術

流出路再建術(眼内法)

水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術

- * 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- * 入院ベースアップ評価料165

入院時食事療養に係る届出事項

- * 入院時食事療養に係る届出事項

特掲診療科に係る届出事項

- * コンタクトレンズ検査料1